

# 令和元年和泉市教育委員会第7回定例会

日時:令和元年7月25日(木) 午後1時30分から  
場所:和泉市役所3号館3階 市議会委員会室

## 出席者 教育委員会

教育長	小川 秀幸
教育長職務代理者	本間 法之
委員	槇野 勝美
委員	松尾 孝人
委員	藤原 安次
委員	藤原 真佐子

## 事務局

参与	森吉 豊
教育次長兼学校教育部長 (学校教育部)	並木 敏昭
教育指導監	大槻 亮志
次長兼教育センター所長	杉前 洋
教育総務室長	土本 英也
指導室長	上田 茂幸
教育総務室総務企画担当課長	東 直樹
教育総務室学校施設担当課長	藤原 寛
教育総務室保健給食担当課長	田中 靖晃
指導室指導担当課長	大野 浩昭
指導室人権教育担当課長	阪下 誠
教育総務室保健給食担当総括主幹	藤原 利依
教育総務室総務企画担当総括主幹 (こども部)	山本 暢子
こども部長	北野 泰史
こども未来室長	山本 幸永
こども未来室こども政策担当課長	西川 加恵
こども未来室保育幼稚園担当課長	山下 和彦
(生涯学習部)	
生涯学習部長	堂ノ上 宏幸
生涯学習部次長	
文化財振興・読書振興・久保惣記念美術館担当	乾 哲也
生涯学習・スポーツ振興・青少年センター担当	辻野 明子

読書振興課長  
スポーツ振興課長

中野 雅代  
鍛治 公哉

1. 開 会

2. 会議録署名委員の指名について

3. 審議事項

議案第 26 号 和泉市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則制定について

議案第 27 号 令和元年度和泉市教育委員会の点検・評価報告書について(別冊)

4. 報告事項

(1) 令和元年度和泉市立小学校水泳記録会について

(2) 青葉はつが野小学校プールについて

(3) 第 21 回子ども議会について

(4) 北松尾幼稚園・保育園認定こども園化の検討結果について

(5) 槇尾中学校区義務教育学校の校名募集について

(6) いずみ希望塾の申込状況及び受講者数等について

(7) 令和元年第 2 回定例会における議決審議の結果等について(別冊)

5. その他の報告事項

6. 閉 会

小川教育長	<p>それでは、定刻となりましたので、令和元年和泉市教育委員会第7回定例会を開会させていただきます。</p> <p>まず、令和元年第5回定例会及び第6回定例会の会議録ですが、事前に配布し、ご確認いただいておりますが、ご異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;"><b>【異議なし】</b></p> <p>ご異議がないようですので、第5回定例会及び第6回定例会の会議録について承認することにいたします。</p> <p>続きまして、今回の会議録署名委員の指名でございますが、本間職務代理者と松尾委員にお願いいたしますので、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、議事を進めさせていただきます。</p> <p>本日は、審議事項2件、報告事項7件になります。</p> <p>それでは、議案第26号「和泉市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則制定について」事務局（こども未来室）より説明願ひます。</p>
西川課長	<p>こども政策担当課長の西川です。</p> <p>議案第26号「和泉市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則制定について」、その説明を致します。</p> <p>資料1ページから3ページです。</p> <p>伯太幼稚園の廃園条例が、令和元年第2回定例会で可決されたことに伴い、規則改正を行うもので、施行日の異なる改正を段階的に行おうとするものであることから、令和2年4月1日施行分を第1条、令和3年4月1日施行分を第2条としております。</p> <p>改正の主な内容は、第1条関係は、令和2年度の4歳児の募集を停止するよう改正を行うもので、第2条関係は、令和3年4月1日付けで廃園とするため、改正するものです。</p> <p>以上です。</p>
小川教育長	<p>ただいま説明が終わりました。何かご質問等ございませんか。</p> <p>ないようでしたら、お諮りいたします。</p> <p>議案第26号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;"><b>【異議なし】</b></p> <p>ご異議がないようですので、議案第26号は、原案どおり可決いたします。</p> <p>続きまして、議案第27号「令和元年度和泉市教育委員会の点検・評価報告書について」、事務局（教育総務室）より説明願ひます。</p>
東課長	<p>教育総務室、東でございます。</p> <p>別冊にて、平成30年度事業の点検・評価報告書についてご説明致します。</p> <p>まず、資料をめくって頂きまして、本報告書の位置づけを確認させて頂きます。</p> <p>本報告書は、法26条にて、作成と公表をすることと、学識経験者などから</p>

小川教育長	<p>意見を聞くことを義務づけられています。</p> <p>次に、目次をめくって頂きまして、冊子の1ページをお願い致します。</p> <p>本点検、評価については、第3回定例会におきまして、点検・評価報告書の案をお示しさせていただき、別途定める規則に基づき、4月と5月に、3名の評価委員からご意見を伺いながら、整理を行ったところでございます。</p> <p>そのとりまとめ結果が、冊子9ページ以降となっております。</p> <p>なお、評価委員の意見については、各シートの最後に意見欄を設け、記載しております。</p> <p>評価委員からの主な意見として、大阪北部地震に伴うブロック塀への対応、台風21号に伴う災害復旧への対応について、ねぎらいがあった他、スクールソーシャルワーカーの充実、空調の前倒し設置への取組み、通帳型読書記録帳などの評価頂きつつ、地域人材の育成など課題が継続している事案への対応などの意見を頂いたところでございます。</p> <p>私からの説明は以上でございます。</p> <p>ただいま説明が終わりました。何かご質問等ございませんか。</p>
槇野委員	<p>予算額と決算額が大きく乖離しているものがありますが、例えば9ページの公立保育所・公立幼稚園の運営で、予算額が9億6千万円に対して、決算額が7億円程度、それと、13ページで予算額が50億円に対して、決算額が36億円となっておりますが、これは当初予定していた保育所が整備できなかったためだとは思いますが、9ページのほうがなぜなのかということと、これだけ予算額と決算額が乖離しているのであれば、どこかに説明を記述しておく必要があると思います。</p>
山下課長	<p>まず、9ページの公立保育所・公立幼稚園の運営につきましては、公立保育所で雇用する臨時保育士の予算をつけていただいていたのですが、実際には募集をしてもなかなか保育士が見つからない状況が続いており、人件費において相当額の不用が生じたものです。</p>
槇野委員	<p>2億5千万円ということは約50人分になりますよね。</p>
山下課長	<p>保育園で9園、幼稚園を含めると13園ありますので、各園で3人としてもそのくらいの額になります。</p>
槇野委員	<p>それで園の運営に支障はないのですか。</p>
山下課長	<p>その分待機児童の解消ができていない状況です。</p> <p>次に13ページの民間園への支援と連携というところでは、ご承知のように民間のこども園への補助が当初2園の予定が1園しかできなかったことによる</p>

小川教育長	<p>ものです。</p> <p>事業評価のところにはそのような文言がありますが、予算とのリンクが分かりにくいので、記述の検討については一任していただけますか。</p>
槇野委員	<p>はい。</p>
小川教育長	<p>他にご質問等ございませんか。</p> <p>ないようでしたら、お諮りいたします。</p> <p>議案第 27 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;"><b>【異議なし】</b></p> <p>ご異議がないようですので、議案第 27 号は、原案どおり可決いたします。</p> <p>審議事項は以上ですので、次に、報告事項に移ります。</p> <p>以下の内容を報告して終了。</p> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和元年度和泉市立小学校水泳記録会について</li> <li>(2) 青葉はつが野小学校プールについて</li> <li>(3) 第 21 回子ども議会について</li> <li>(4) 北松尾幼稚園・保育園認定こども園化の検討結果について</li> <li>(5) 槇尾中学校区義務教育学校の校名募集について</li> <li>(6) いずみ希望塾の申込状況及び受講者数等について</li> <li>(7) 令和元年第 2 回定例会における議決審議の結果等について</li> </ol> <p>その他の報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・和泉市教育フォーラムについて</li> </ul>

## 令和元年和泉市教育委員会第7回定例会の様子



傍聴は当日受付しています。皆様の傍聴をお待ちしております。

傍聴方法：当日受付

開会時刻 15 分前から先着順で入室可能ですが、その時点で定員を超える場合は抽選とします。（定員数は会場により異なります。）

ただし、人事に関する事など非公開となる案件は傍聴できません。